

「埼玉県産品展示・販売コーナー」運営業務委託企画提案募集要項

「埼玉県産品展示・販売コーナー」運営業務委託企画提案競技の実施については、この要項に定めるとおりとする。この事業の受託者を選定するための企画提案を下記のとおり募集する。

1 委託業務名

「埼玉県産品展示・販売コーナー」運営業務委託

2 委託業務内容

「埼玉県産品展示・販売コーナー」運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 履行期間

令和7年7月1日（火）から令和8年3月31日（火）

4 予算額

予算額 3,267,000円

※ 本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

5 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 大宮駅構内に店舗を構え、食品、雑貨などを取り扱うことができること。
- (2) 埼玉県の実施要請に対し、常設の県産品コーナーを設置・運営できること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当すること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

エ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

オ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

6 スケジュール

令和7年5月27日（火）	公募開始（県ホームページ）
令和7年5月28日（水）～5月30日（金）	質問の受付期間
令和7年6月 2日（月）	質問に対する回答
令和7年6月 4日（水）午前12時	参加申込書の提出期限
令和7年6月11日（水）午後 4時	企画提案書の提出期限（厳守）
令和7年6月12日（木）～6月13日（金）	審査 ※書類審査
令和7年6月17日（火）	選定結果通知
令和7年6月20日（金）	契約先候補者と契約

7 質問の受付及び回答

（1）質問の受付

本件に係る質問は、質問書（別記様式1）を下記メールアドレス宛てに電子メールにより提出するものとする。電話による質問は原則受け付けない。

E-Mail：a3950@pref.saitama.lg.jp

件 名：【質問書】「埼玉県産品展示・販売コーナー」運営業務委託企画提案

※ 必ず電話でメール到達の確認を行うこと。（電話番号：048-830-3950）なお、「8 参加申込書の提出」および「9 企画提案書の提出」の際にも同様に確認を行うこと。

（2）質問の回答

質問への回答は、埼玉県ホームページに掲載する。

8 参加申込書の提出

本業務委託の参加を希望する場合は、参加申込書（別記様式2）を記入の上、下記メールアドレス宛てに電子メールにより提出するものとする。

E-Mail：a3950@pref.saitama.lg.jp

件 名：【参加申込書】「埼玉県産品展示・販売コーナー」運営業務委託企画提案

9 企画提案書の提出

（1）提出方法

企画提案書は電子メールで提出すること。データ形式はPowerPoint 又はPDFに限る。データ提出にあたり添付ファイルの容量が大きくメールでの提出が難しい場合は、事前に連絡をすること。

E-Mail：a3950@pref.saitama.lg.jp

件 名：【企画提案書】「埼玉県産品展示・販売コーナー」運営業務委託企画提案

(2) 記載内容

ア 企画提案書の1ページ目(表紙)には、次の事項を記載すること。

(ア) 表題(「埼玉県産品展示・販売コーナー」運営業務委託企画提案)

(イ) 応募者の住所、氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、E-Mail アドレス

イ 企画提案書の2ページ目は「目次」とすること。

ウ 企画提案書の3ページ目以降に記載する事項は、概ね次のとおりとすること。

(ア) 県産品コーナーの設置について(設置場所、棚面積、配置可能な商品数の目安等)

(イ) 県産品コーナーの管理・運営について(商品入れ替えの期間の目安、装飾およびPOP案等の販促方法)

(ウ) その他、必要と思われる事項

(エ) 見積書(宛先は「埼玉県知事 大野元裕」とし、担当者の氏名及び法人等の連絡先を明記すること。代表者印の押印は不要である。)

エ 企画提案書の作成に際しては、仕様書のどの項目に関する提案かを明確に記載すること。また、提案に当たっては、「仕様書の内容を具体化したもの」「独自で上乘せするもの」の区別が明確に判別できるようにすること。

(3) 添付書類

ア 5(1)(2)を証明する書類(契約書等)の写し

イ 誓約書(別記様式3)

ウ 法人の概要が分かるもの(既存のパンフレットなど)

(4) その他

ア 企画提案は、1者につき1提案に限るものとする。(複数の提案は不可)

イ 企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。

ウ 提出された応募書類は返却しない。また、応募書類の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

10 契約先候補の選考方法

選考方法の詳細は、県が設置する審査会で決定する。

なお、提出書類を提出した事業者が1者のみの場合にも、以下の選考方法により、当該事業者の選定の可否を決定する。

(1) 審査(書類選考)

提案事業者から提出された企画提案書を評価し、契約先候補者を決定する。

(2) 審査基準

審査にあたっては、企画提案内容、業務実施能力、業務実施体制、見積額等に基づき、総合的に評価する。

11 契約の相手方の決定方法

県は、契約先候補者（審査の結果、総合点が最も高かった提案者）と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

なお、契約先候補者と協議が整わない場合は、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。以下同様の方法により、総合点が3番目に高かった者までが契約の相手方となる可能性を持つものとする。

委託契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。受注者には立会人型電子契約サービス利用に係る費用負担は生じない。電子契約の利用について承諾がない場合は、従来通り紙の契約書により契約を締結する。電子契約の利用承諾の有無は委託先選定の審査に影響しない。

12 その他留意事項

（1）提案の失格、無効

次のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- オ 書留以外の方法で郵送されたもの。
- カ 提出書類に不足があるもの。
- キ 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの。
- ク 見積金額を訂正したもの。
- ケ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。

（2）企画提案競技の停止、中止及び取消

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、当該企画提案競技を停止、中止または取り消すことがある。

この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

（3）その他

- ア 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担とする。
- イ 提出された参加申請に係るすべての書類について返却しない。
- ウ 企画提案書による提案内容は埼玉県に帰属する。

14 問合せ先

埼玉県産業労働部観光課 総務・物産・民泊担当 花田

(住 所) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

(電 話) 048-830-3950

(E-Mail) a3950@pref.saitama.lg.jp